

付 録

参考資料

川西町総合計画審議会・川西町まち・ひと・しごと創生会議 委員名簿

(敬称略・順不同)

	所属	役職	氏名	総合計画	総合戦略
1	天理大学	副学長	岡田 龍樹	3 学識	1 学識
2	川西町議会	議長	寺澤 秀和	1 議会	2 住民
3	川西町議会	副議長	阪本 学	1 議会	2 住民
4	川西町自治連合会	会長	吉村 勝	2 住民	2 住民
5	川西町商工会	会長	吉村 伸泰	2 住民	3 産業
6	川西町農業委員会	会長	吉村 利一	2 住民	3 産業
7	川西町民生児童委員 協議会	会長	吉村 雅夫	2 住民	2 住民
8	川西町婦人会会長	会長	福西 裕子	2 住民	2 住民
9	川西町スポーツ協会		白馬 龍毅	2 住民	2 住民
10	川西町老人クラブ 連合会	会長	丸谷 延弘	2 住民	2 住民
11	川西町連合PTA	会長	乾 あゆみ	2 住民	2 住民
12	川西町身体障害者(児) 福祉協会	会長	入口 芳一	2 住民	2 住民
13	株式会社南都銀行 川西支店	支店長	辻岡 正訓	4 その他	6 金融
14	川西町	副町長	森田 政美	4 その他	4 行政
15	川西町	教育長	橋本 宗和	4 その他	5 教育

川西町都市計画審議会

委員名簿

(敬称略・順不同)

	所属等	役職	氏名	区分	備考
1	奈良女子大学	教授	中山 徹	1 学識	会長
2	畿央大学	准教授	清水 裕子	1 学識	
3	弁護士	弁護士	藤木 秀行	1 学識	
4	川西町自治連合会	会長	吉村 勝	1 学識	
5	川西町農業委員会	会長	吉村 利一	1 学識	
6	川西町議会	議員	石田 三郎	2 議会	
7	川西町議会	議員	伊藤 彰夫	2 議会	
8	川西町議会	議員	福西 広理	2 議会	
9	川西町議会	議員	福山 臣尾	2 議会	
10	奈良県中和土木事務所	所長	牧田 孝光	3 行政	
11	天理警察署	署長	徳島 善夫	3 行政	

川西町総合計画策定条例

平成28年9月30日／条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、本町の総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想及び基本計画を総称する。
- (2) 基本構想 まちの将来像や基本理念など長期的な方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方針及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 町長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事業の内容を具体的に定める等必要な措置を講ずることができる。

(位置付け)

第4条 総合計画は、町の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野に関する計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(諮問)

第5条 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、川西町総合計画審議会条例(平成2年6月川西町条例第12号)に規定する川西町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(総合計画の公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、総合計画に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

川西町総合計画審議会条例

平成2年6月28日／条例第12号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、川西町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画の策定及び推進に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 一般住民(町民)
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし役職により委嘱又は任命されている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第19号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び証人等の実費弁償に関する条例(昭和61年条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成30年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

川西町まち・ひと・しごと創生会議 設置要綱

(目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を踏まえ、川西町のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略の策定にあたり、広く町民や有識者等の意見を聴取するため、川西町まち・ひと・しごと創生会議（以下「創生会議」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 創生会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、必要な審議・検討等を行うものとする。

- (1) 人口ビジョン総合戦略の策定・推進に関すること。
- (2) その他、まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 創生会議は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民の代表者
- (3) 産業関係団体の関係者
- (4) 行政機関の関係者
- (5) 教育機関の関係者
- (6) 金融機関の関係者
- (7) 労働関係団体の関係者
- (8) 報道機関の関係者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、選任した日の属する年度の次年度末までとする。ただし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 創生会議に、座長及び副座長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 創生会議の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、創生会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 創生会議の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、創生会議の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

川西町都市計画審議会条例

平成8年4月4日／条例第9号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、川西町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- (2) 町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
- (2) 町議会の議員 5人以内
- (3) 関係行政機関の職員 2人以内

2 前項第1号につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は学識経験者のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第14号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

計画策定の経緯

▶ 平成28年（2016年）

- 3月 川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定

▶ 平成29年（2017年）

- 4月 川西町第3次総合計画策定

▶ 令和2年（2020年）

- 3月 川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2版）策定
※計画の期間を令和4年3月末まで延伸

▶ 令和3年（2021年）

- 9月 川西町まちづくりアンケート調査
> 調査対象：18歳以上の住民から3,600名を無作為抽出
> 有効回答数：1,940通（回収率：53.9%）

▶ 令和4年（2022年）

- 3月 川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3版）策定
※計画の期間を令和5年3月末まで延伸
- 3月 川西町総合計画審議会（書面開催）
> 前期基本計画の期間を令和5年3月末まで延伸することを議決（延伸の理由）
 - ①新型コロナウイルス感染症の影響により、中長期的な財政収支や社会環境の変化の見通しを立てる期間を設ける必要が生じたため
 - ②令和3年7月の町長選挙により、同年8月に新町長が就任したため、新町長の方針や考え方を整理し、総合計画との調整を行う期間を設ける必要が生じたため。

▶ 令和5年（2023年）

- 1月 川西町都市計画審議会
- 1月 川西町総合計画審議会・川西町まち・ひと・しごと創生会議
- 2月 パブリックコメント
- 3月 川西町総合計画審議会・川西町まち・ひと・しごと創生会議
- 4月 川西町第3次総合計画後期基本計画策定（予定）
- 4月 第2期川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略（予定）

パブリックコメントの概要

下記のとおりパブリックコメントを実施しました。

1. 第3次総合計画後期基本計画及び 第2期まち・ひと・しごと総合戦略

募集期間	令和5年2月10日（金）から2月24日（金）まで
募集の周知	・ 町ウェブサイト ・ 庁内掲示 ・ 公式SNS（LINE、Instagram、Facebook）
閲覧場所	・ 町ウェブサイト ・ 総合政策課窓口
募集方法	郵送、ファックス、電子メール、直接持参
意見提出状況	2名（6件）

2. 土地利用の基本方針及び土地利用の後期基本計画

募集期間	令和5年2月6日（月）から2月20日（月）まで
募集の周知	・ 町ウェブサイト ・ 庁内掲示 ・ 公式SNS（LINE、Instagram、Facebook）
閲覧場所	・ 町ウェブサイト ・ まちづくり推進課窓口
募集方法	郵送、ファックス、電子メール、直接持参
意見提出状況	なし

総合計画による地域づくり

平成23年（2011年）の地方自治法改正によって、「総合計画（基本構想）を策定しなければならない」という市町村の義務が撤廃されました。このことによつて、総合計画の策定は、町が独自の判断のもと策定していくこととなりました。

また最近では、地方創生として町が主体的に地域のポテンシャルを引出し地域づくりを進めていくことが求められています。

このような状況の中、本町では総合計画の後期基本計画に「地域づくりのビジョン」を示すものとして意義があるものと考えました。同時に町が目指すビジョンを住民の皆さんや町に関わってくれる人や事業者、町職員などが共有し実現することで、地域を持続可能なものにするための仕組みも必要だと考えました。

令和4年（2022）6月から12月にかけて、民間複業人材（※）を活用する実証実験を行い、5つのプロジェクトを実施しました。そのうちの1つとして「総合計画共創プロジェクト」に早川延寿氏を登用し、庁内で後期基本計画の素案を作成する際にアドバイスをもらいながら、総合計画の「作り方」「活かし方（進め方）」「見せ方（共有のし方）」などについてともに検討しました。今回、そのプロジェクトで提案いただいた内容を掲載しています（P130～P139）。

※民間複業人材：専門分野において、個人として活躍できる能力を備え、複数の官庁・事業所などで業務に従事する人材。今回、早川氏には無償で活動していただきました。➡関連ページ：P78

次ページへ

CHECK

川西町の民間複業人材活用

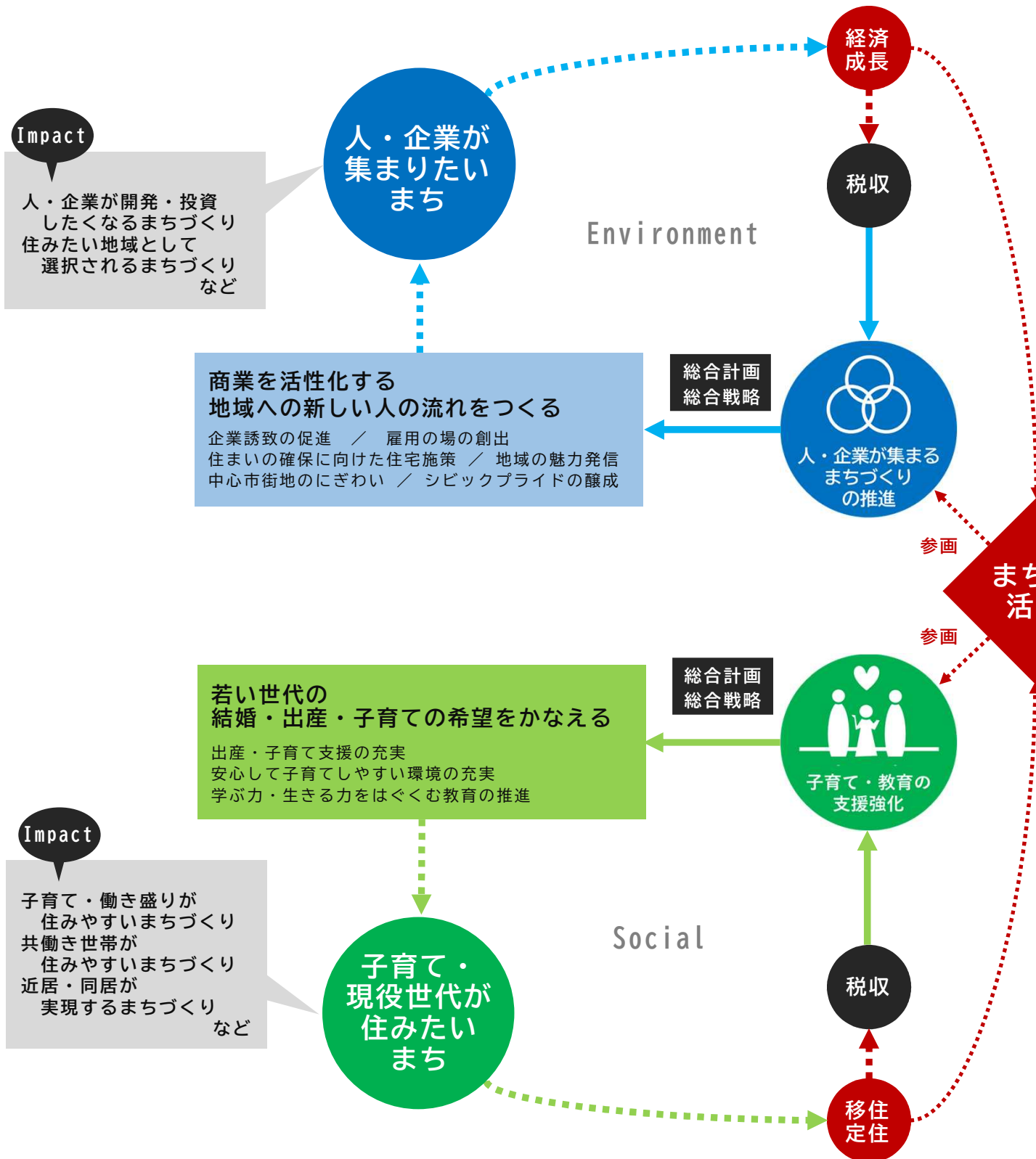
令和4年5月、川西町と株式会社Another worksで、民間複業人材活用に関する連携協定を締結しました。株式会社Another worksは、民間の即戦力人材のデータベース「複業クラウド」を運営している企業で、複業をしたい人と町をつなぐサービスを無償で提供していただきました。

▶Profile：早川延寿氏

グロース・ストラテジスト&コミュニケーションプランナー。ヨーロッパ系・会計系の経営コンサルティングファームK社からキャリアスタート。マーケティングリサーチ会社、ライブドアを経て独立。フリーランスの複業家としても活動中で、スタートアップ企業数社でBizDev/グロースチームに携わったり、ゼロイチ系のスタートアップスタジオを始め社会課題解決寄りのプロジェクト、社会起業や社会実験に関わったりされています。地方自治体の事業アドバイザーや、産官学民連携プロジェクトなど幅広い分野で活躍されています。

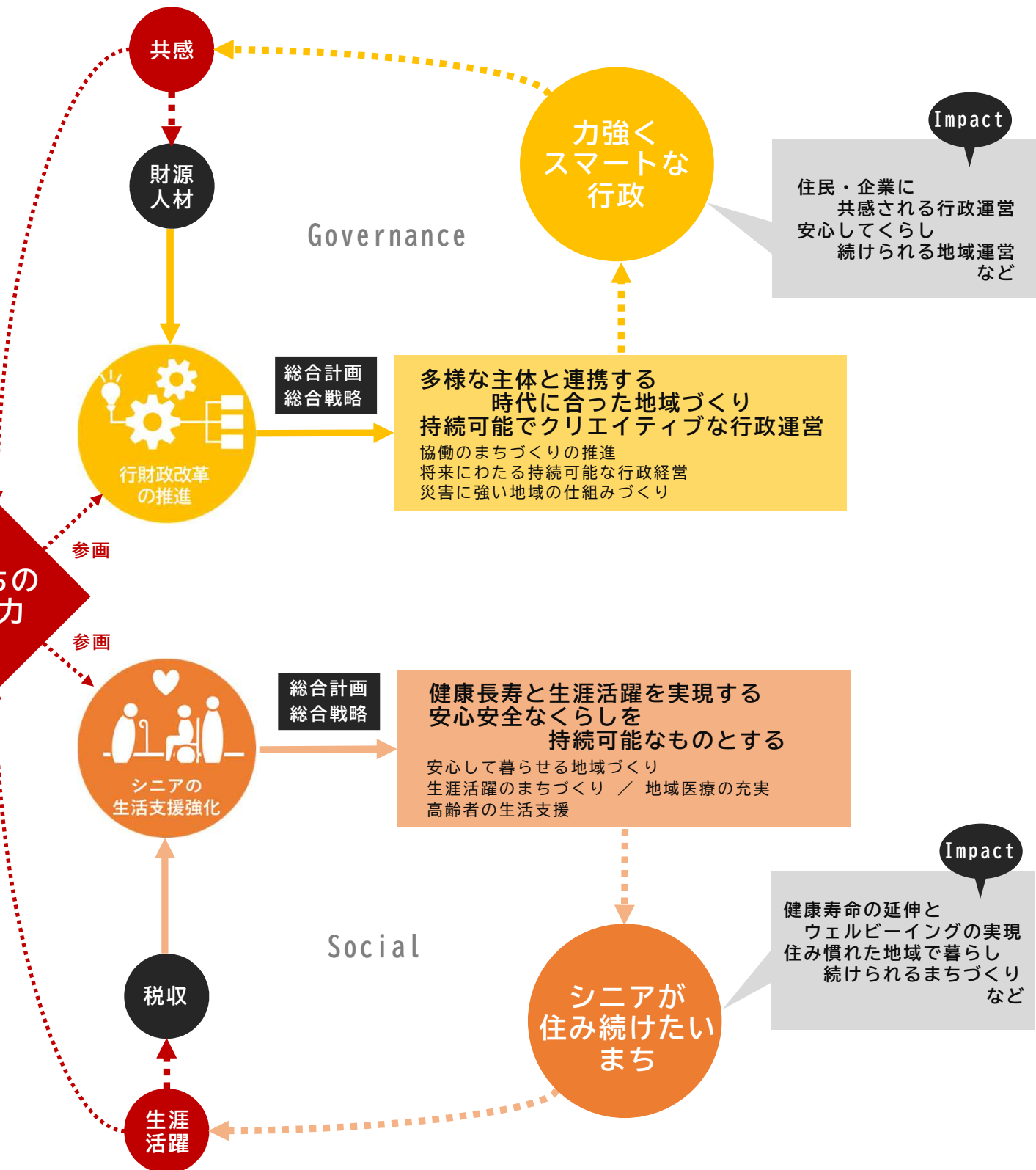


地域を持続させるための循環図 総合計画のフレームワークの一例

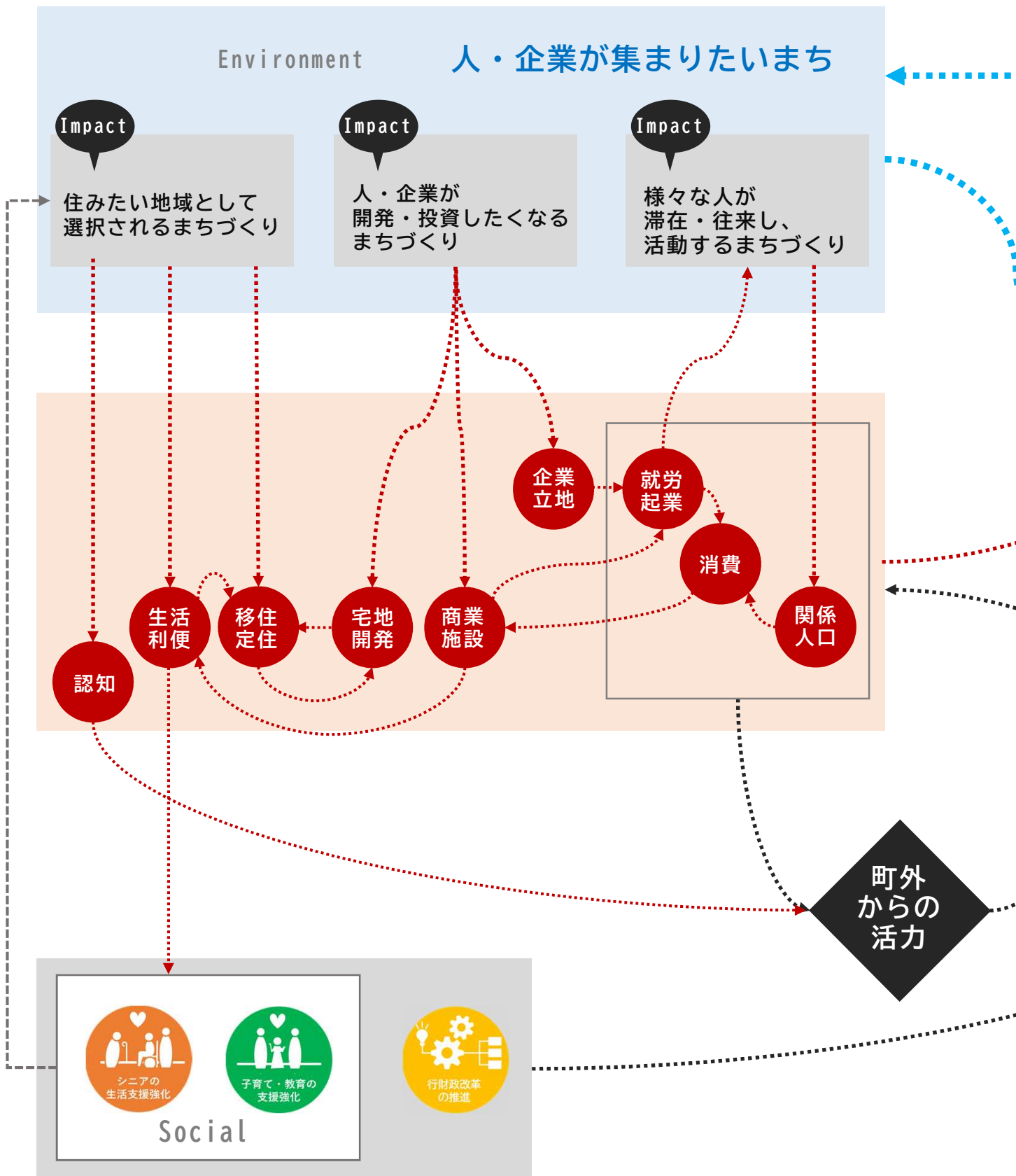


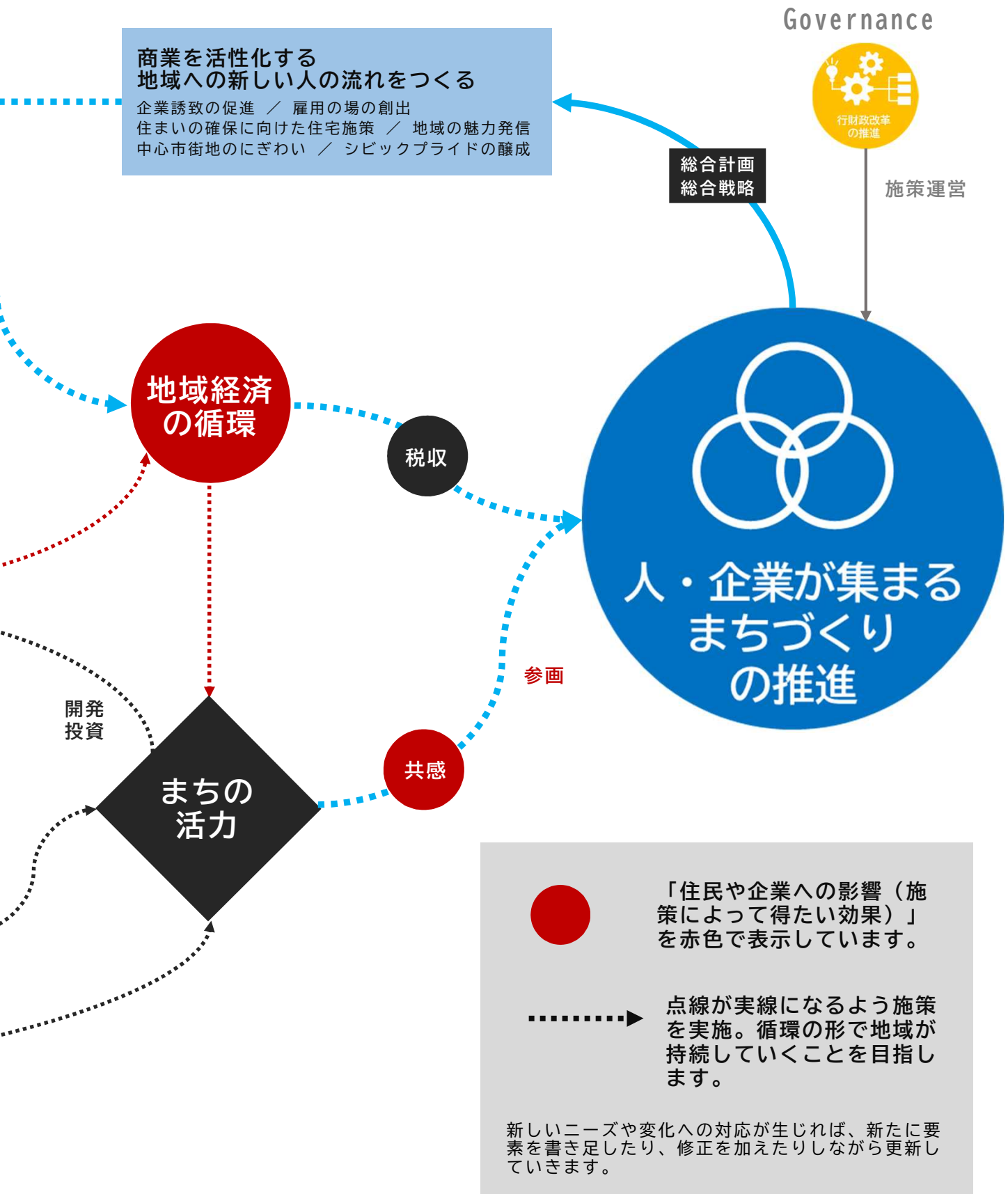
この図は総合計画の施策が、持続可能な地域をつかっていくためにどのように作用するかを示すものです。ここで示す内容が完成形ではなく、新しいニーズや変化への対応が生じれば、新たに書き足したり、修正を加えたりしながら総合計画のPDCAを円滑化させていきます。

(複業人材登用実証実験 総合計画共創プロジェクトからの提案)

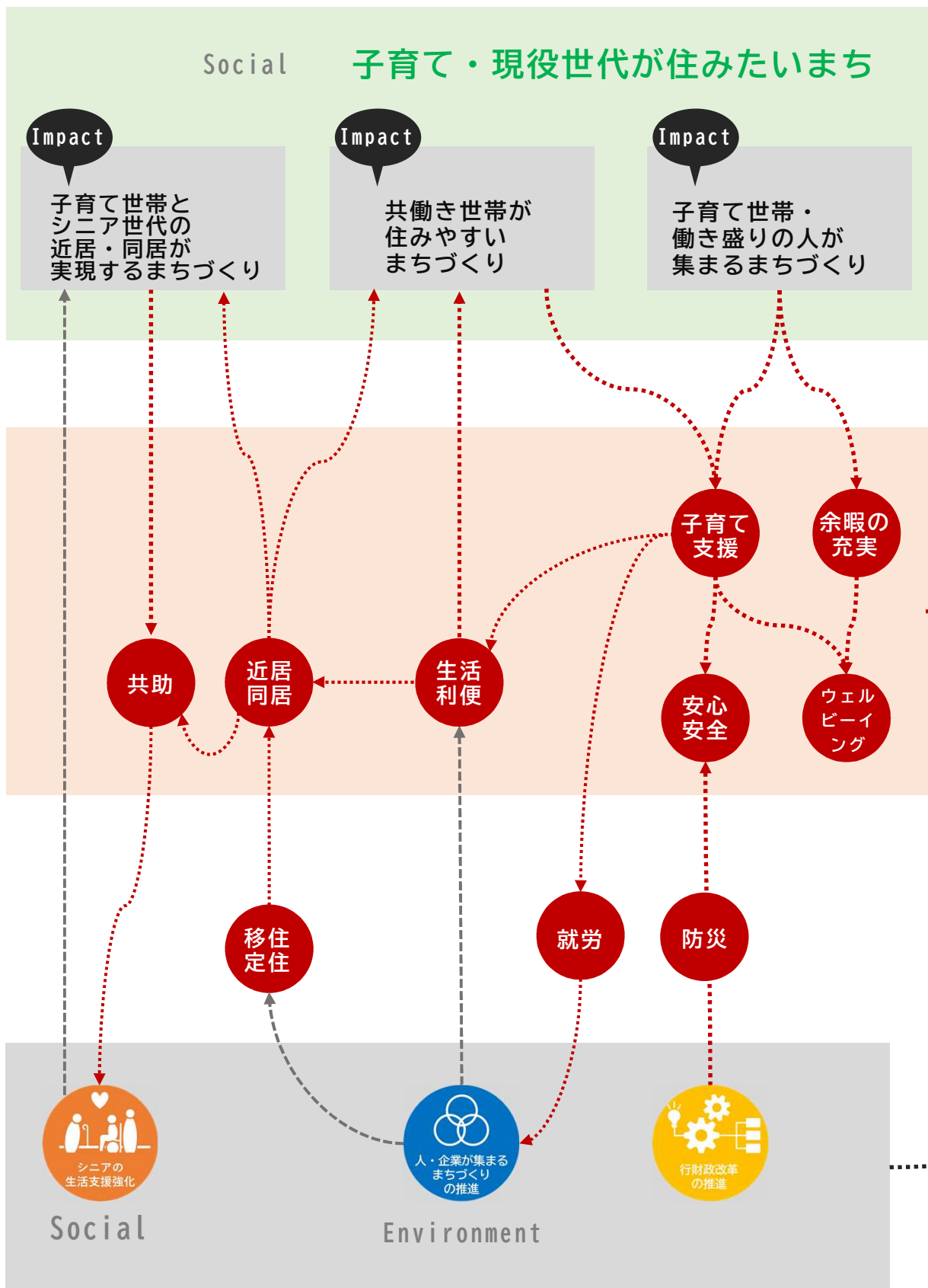


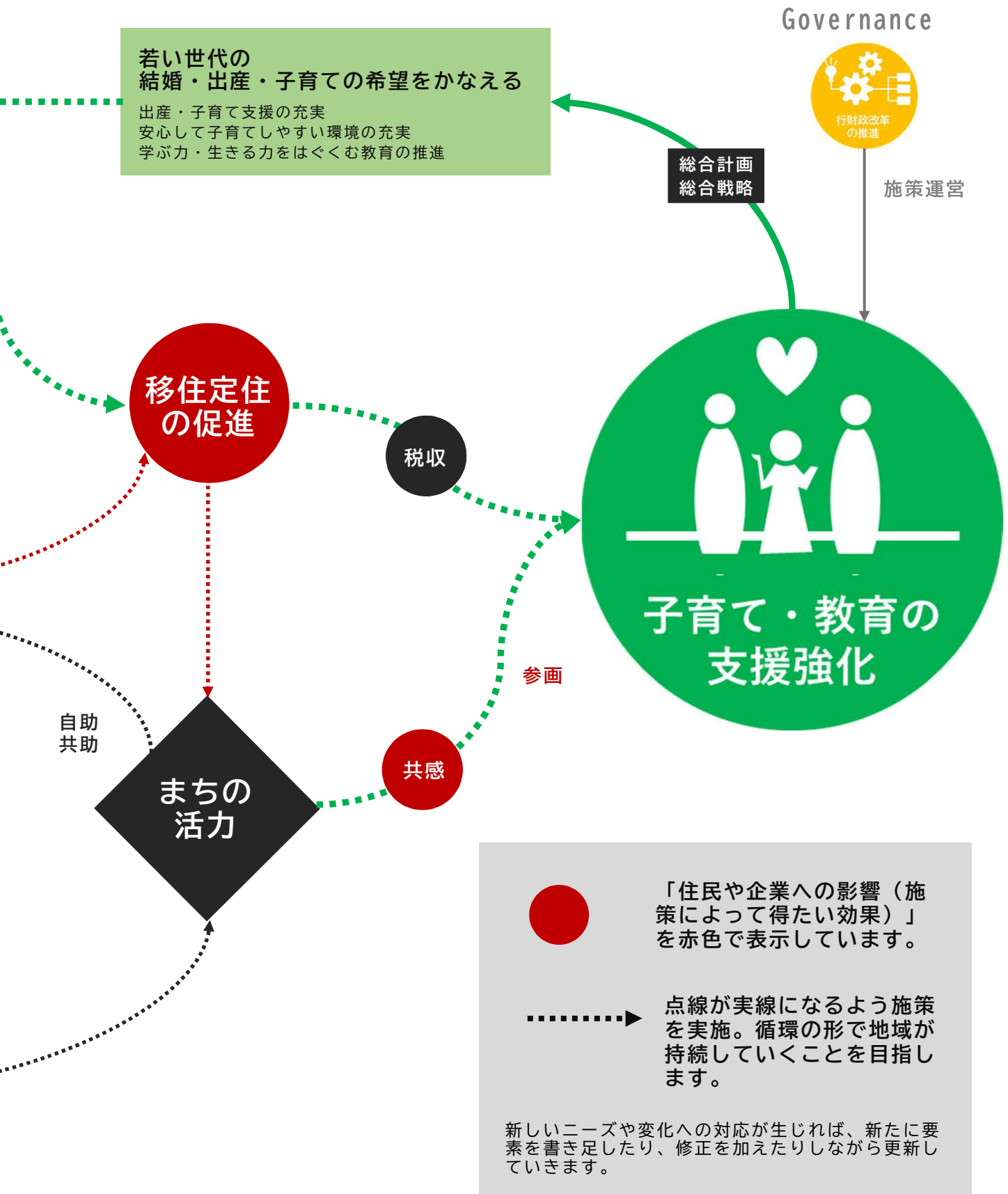
地域を持続させるための循環図
 総合計画のフレームワーク①



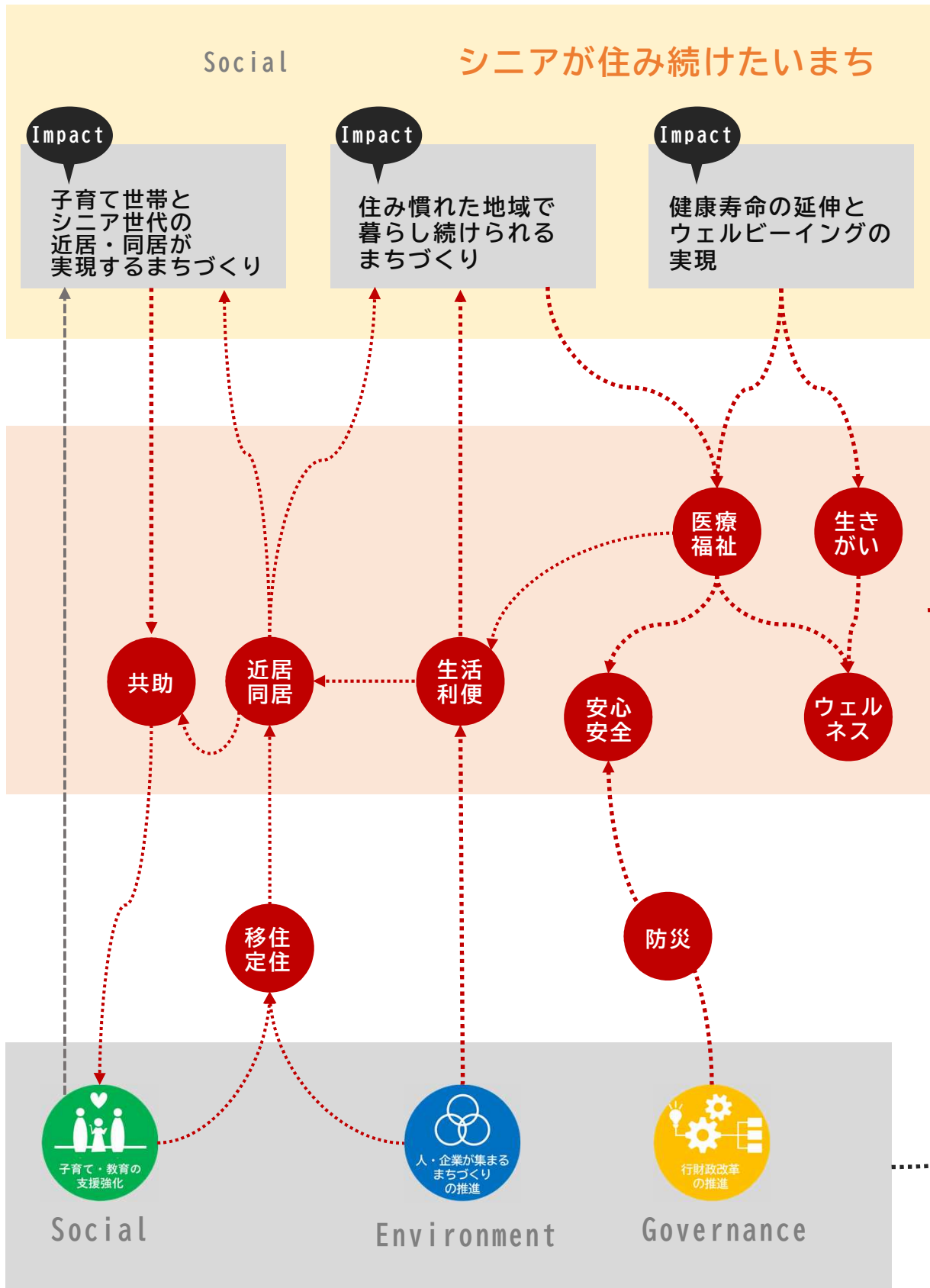


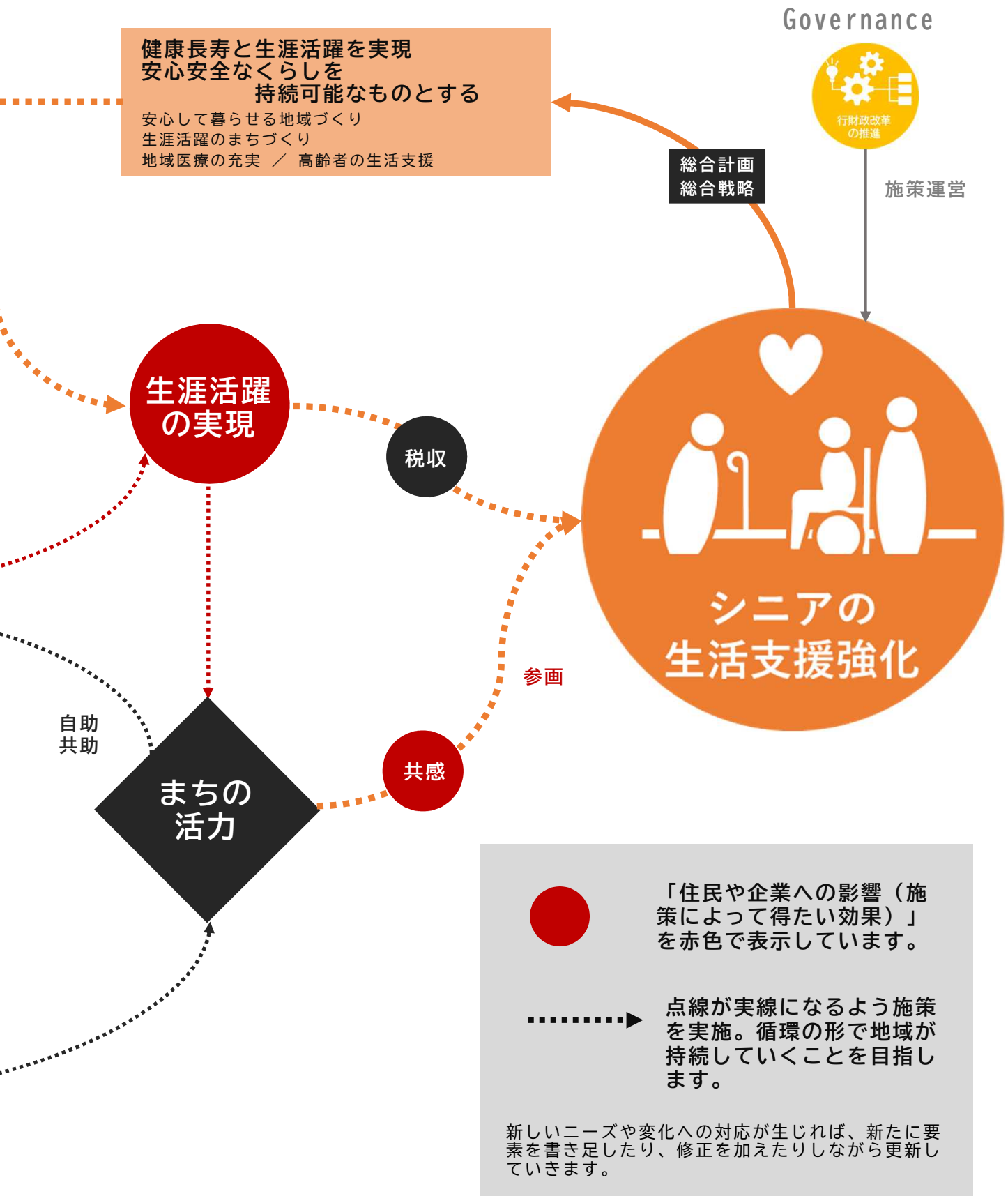
地域を持続させるための循環図
 総合計画のフレームワーク②





地域を持続させるための循環図
 総合計画のフレームワーク③





地域を持続させるための循環図
 総合計画のフレームワーク④

